

「土壌汚染調査」

愛媛県総合保健協会 に

指定調査機関（指定番号 2024-6-0001）

お任せください！

調査はいつ必要？

- 土壌汚染対策法による **3** ケース -

1

有害物質を扱っていた工場（有害物質使用特定施設）を廃止したとき（第3条）

例）メッキ工場、印刷工場、病院、化学工場、クリーニング工場など

2

「一定規模」以上の土地の形質の変更の届け出を行った土地において、都道府県知事が土壌汚染のおそれがあると認めるとき（第4条）

例）解体工事、造成工事、土地の掘削など

3

土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

例）工場跡地など

※その他、土地の売買などに自主的に調査を行う場合（第14条）調査内容は義務調査に準じる

調査完了まで3ステップ

1. 打ち合わせ

見積の提示・実施
時期、期間をご相談
「義務」「自主」どちらも対応！

2. 地歴調査

土地の使用履歴を調査して、
汚染のおそれを把握

3. 汚染状況の評価・報告

汚染原因となる有害物質を対象に、
ガス・土壌試料の採取分析を行い、
その土地の汚染状況进行评估

まずは、ご相談のお電話をお待ちしています！

環境部 TEL 089-987-8206



公益財団法人 愛媛県総合保健協会